

南知多町委託型地域おこし協力隊受入事業者募集要項

1 目的

人口減少及び高齢化が進行する本町において、都市地域等から意欲ある人材を受け入れ、地域の課題解決及び地域活性化を推進することを目的として、「南知多町委託型地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。）の受入事業者を募集します。

2 募集の概要

町は、委託型隊員の活動を円滑に実施するため、その活動の全部又は一部を町内に拠点を置く法人又は任意団体等（以下「受入事業者」という。）に委託します。

委託型隊員は、町長の委嘱を受け、受入事業者に雇用される形で地域協力活動を実施します。

3 受入事業者の要件

受入事業者は、「南知多町委託型地域おこし協力隊設置要綱」第4条に基づき、次のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 町内に拠点を置き、地域振興及び地域社会活動に対し理解を有し、積極的な関わりを持つと認められる法人又は任意団体等
- (2) 委託型隊員を支援できる体制が整っていること
- (3) 委託業務内容について必要な経験及び知識を有していること

4 対象となる地域協力活動

委託型隊員は、次のいずれかの**地域協力活動**に従事します。

- (1) 産業の振興及び産業創出に関する支援活動
- (2) 地域資源の発掘及び振興に関する支援活動
- (3) 地域間交流及び移住定住促進に関する支援活動
- (4) 教育、文化・芸術及びスポーツの振興に関する支援活動
- (5) 住民の生活及び地域おこしに関する支援活動
- (6) 地域の情報発信に関する支援活動
- (7) その他町長が必要と認める支援活動

5 委嘱及び雇用形態

- (1) 町長が委託型隊員を委嘱します。
- (2) 委託型隊員は、受入事業者に雇用されます。
- (3) 町と委託型隊員との間に雇用関係はありません。
- (4) 給与、社会保険等は受入事業者の制度によります。

6 委嘱期間

- (1) 委嘱期間は1年以内とし、委嘱日から当該年度末までとします。
- (2) 最長3年を超えない範囲で再委嘱することができます。

7 委託料

- (1) 委託料は、地域おこし協力隊推進要綱に定める上限額の範囲内とします。
- (2) 委託料は、町の審査後、受入事業者の請求に基づき支払います。
- (3) 委託料の支払いにあたり、専用口座の開設を求める場合があります。

8 活動報告

受入事業者は、次の書類を町へ提出するものとします。

- ・業務完了報告書
- ・月別地域おこし活動報告書
- ・活動費支出明細書

9 審査基準

| 審査項目 | 審査基準 | 配点 |
|------------|------------------|-----|
| ①目的の妥当性 | 募集目的に資する内容か | 10点 |
| ②業務内容の適切性 | 隊員の業務内容は適正か | 10点 |
| ③自立・定着支援体制 | 自立・定着するための支援体制 | 10点 |
| ④サポート体制 | 隊員に対する具体的なサポート内容 | 10点 |
| ⑤地域波及効果 | 地域への波及効果の内容 | 10点 |

10 募集期間

募集開始：令和8年4月1日 ※応募状況に応じて随時選考

11 提出先・問い合わせ先

〒470-3495

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

南知多町 成長戦略室

電話：0569-65-0711

FAX：0569-65-0694

メール：seicho@town.minamichita.lg.jp